

財務省第2入札等監視委員会 令和6年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和7年6月19日（木） 東北財務局7階第一会議室	
委員	委員長 成田 由加里（公認会計士） 委員 高木 龍一郎（弁護士） 委員 木村 史彦（東北大学会計大学院 院長）	
審議対象期間	令和7年1月1日（水）～ 令和7年3月31日（月）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名：（R6）国有建物（庄内町西袋）解体撤去その他工事 契約相手方：T&日本メンテ開発株式会社 （法人番号2390001006402） 契約金額：10,670,000円 契約締結日：令和7年1月21日 担当部局：東北財務局
	1件	契約件名：盛岡税務署照明器具改修工事 契約相手方：エヌテック株式会社 （法人番号3370001017672） 契約金額：9,900,000円 契約締結日：令和7年1月29日 担当部局：仙台国税局
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：「伝統的酒造り」ユネスコ登録記念イベントに係る運営委託業務 契約相手方：株式会社ジェイアール東日本企画 （法人番号7011001029649） 契約金額：7,260,000円 契約締結日：令和7年1月15日 担当部局：仙台国税局
随意契約（公共工事）	1件	契約件名：（R06）排水設備設置工事（多賀城市伝上山） 契約相手方：株式会社ビホロ （法人番号8370305000642） 契約金額：4,279,000円 契約締結日：令和7年1月31日 担当部局：東北財務局
随意契約（物品役務等）	一件	—
応札（応募）業者数1者関連	1件	※盛岡税務署照明器具改修工事に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	次葉のとおり	回答 次葉のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案１】 契 約 件 名：（R6）国有建物（庄内町西袋）解体撤去その他工事 契約相手方：T & 日本メンテ開発株式会社 （法人番号2390001006402） 契 約 金 額：10,670,000円 契約締結日：令和７年１月21日 担 当 部 局：東北財務局 開札において、無効（１者）や辞退（１者）となっている事業者がみられるが、その理由は何か。 年末年始を挟む入札公告、冬期間の工事としているが、問題はなかったのか。 【事案２】 契 約 件 名：（R06）排水設備設置工事（多賀城市伝上山） 契約相手方：株式会社ビホロ （法人番号8370305000642） 契 約 金 額：4,279,000円 契約締結日：令和７年１月31日 担 当 部 局：東北財務局 落札率が高い要因をどのように考えているか。 こうした未利用の国有地を有効に活用していく計画はあるのか。 【事案３】 契 約 件 名：「伝統的酒造り」ユネスコ登録記念イベントに係る運営委託業務 契約相手方：株式会社ジェイアール東日本企画 （法人番号7011001029649） 契 約 金 額：7,260,000円 契約締結日：令和７年１月15日 担 当 部 局：仙台国税局 「競争参加資格の弾力的運用について」２項の規定について教えていただきたい。	無効については、入札書に添付する工事費内訳書において、無効の要件である「法定福利費相当額の記載がない場合」に該当したため、無効としたもの。 辞退については、協力会社との調整がつかず施工が困難となり、入札を辞退したと聞いている。 本事案については、予算の執行残が生じた中で、内容や工期、優先度等を勘案しつつ、山形県内では比較的降雪量が少ない地域であったため、施工が可能であると判断し、実施したもの。公告期間も十分に確保しており、特段の問題は生じていない。 本事案については、一般競争入札と見積合せを行っており、５回目での決定のため、落札率が高くなったと考えている。 本地は崖や法地部が多い状況であるが、市役所や隣の町内会等に活用の提案などを行っており、こうした取組みを引き続き続けていく。 原則等級にのみ参加資格を限定することにより競争性を害してしまうケースもあることから、高度な技術や専門性などを必要とする業務については、この規定に基づき上位又は下位等級の業者を参加させることとしている。

意 見 ・ 質 問	回 答
各業者の入札金額に差があるが、それが生じた原因として考えられることは何か。 プロポーザル方式の入札については検討しないのか。 【事案４】 契 約 件 名：盛岡税務署照明器具改修工事 契 約 相 手 方：エヌテック株式会社 （法人番号3370001017672） 契 約 金 額：9,900,000円 契 約 締 結 日：令和７年１月29日 担 当 部 局：仙台国税局 落札率が38.3%と低いが、予定価格はどのように積算したのか。 低入札となった要因は何か。 不参加者の理由は確認しているか。	人件費や材料費等に大きな差は生じず、仕様を満たす会場の賃借料をいかに安価に調達できるかで差が生じていると認識している。 この案件については、仕様書の中でイベントに係る業務内容を具体的に示しており、応札業者の提案要素が少ないため一般競争入札で実施したが、今後の新規案件の内容次第では、導入の検討も必要になると認識している。 予定価格の積算に当たっては、業者からの見積りや公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）や物価本（建設物価・積算資料等）を参考に積算しており、適正なものと認識している。 落札業者は、過去に同様の工事实績があったことから、メーカーからの照明器具納入面、施工工程管理面で有利になったほか、自社作業員による施工などにより工事費の圧縮が可能となり、今回の金額になったものと分析している。 他の工事が決まり現場代理人を確保できなかったためと聞いている。
【総評】 今回審議した４事案については、特段の意見等はなし。 今後も、人件費・物件費等の高騰傾向があるため、こうした環境変化の中でも競争性が保持できるように適正な入札執行に引き続き取り組んでいきたい。	